

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

2

No.248 | Feb. 2022

生産性向上術

—
DX=
デジタル化？
その4

特集

／ 準備はできていますか？ ／

正しく・賢く
プロに
お任せ！

確定 申告

〈社長の履歴書〉

株式会社コンピュータシステム研究所 長尾良幸氏

〈経営者のミカタ〉インボイス制度とは

〈オフィスレポート〉大宮事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます





そろそろ、確定申告の季節です。準備はできていますか？
目になってあたふたすることなく、適正な申告を行いた
いものです。「知らなかった…」では済まないこともありま
す。そこで、確定申告に関する注意事項をまとめました。参
考にいただき、正しく賢い確定申告を実現しましょう。

確定申告プロジェクトチーム

相続対策の
ことなら
私にお声がけ
ください！



委員長
高橋 みゆき
相続センター
シニアコンサルタント

事業承継で
お困りでしたら
どうぞ私に！



副委員長
伊藤 智彦
相続・資本承継部
コンサルタント

クリニックの
経営で
お悩みなら
ご相談ください！



副委員長
小幡 匠
ヘルスケア事業部
シニアコンサルタント

POINT
1

忘れずに、確定申告を！

確定申告により納税が発生する方が確定申告を忘れてしまうと、
本来納める税金のほかに無申告加算税が課される場合があります。
申告が必要な方は忘れずに。

- ✓ ふるさと納税で寄附金控除を受ける ▶ P04で詳しく解説
- ✓ 「不動産」や「金」の売却で利益を得た ▶ P04で詳しく解説
- ✓ 副業で20万円を超える所得を得た ▶ P04で詳しく解説
- ✓ 生命保険金における収入（満期又は解約）を得た
- ✓ 相続で事業を引き継いだ
- ✓ 外貨を円転して利益を得た
- ✓ 海外の金融機関で資金を運用した

POINT
2

賢く、確定申告を！

正確な知識を持っていることで、適正な税金を納めることができます。
ご自身の所得を振り返って、確定申告を見直してみたいでしょうか。

- ✓ 専従者給与を支給 ▶ P05で詳しく解説
- ✓ 電子申告で青色申告特別控除
65万円を受ける ▶ P05で詳しく解説
- ✓ 投資運用での損失を繰り越す ▶ P05で詳しく解説
- ✓ 災害や盗難にあった場合、
税金の還付を受けられる場合がある
- ✓ 自宅をローンで取得している場合、
税金が戻ることがある

詳しくは
次ページで！



POINT
1

忘れずに、確定申告を！

1 ふるさと納税で寄付金控除を受ける

ふるさと納税は寄付額のうち2,000円を越える部分について、確定申告を行えば控除を受けることができます。注意すべき点は控除限度額です。控除限度額を超えてしまうと、原則、超えた部分は自己負担となってしまいます。控除限度額をしっかりと確認しましょう。



2 「不動産」や「金」の売却で利益を得た

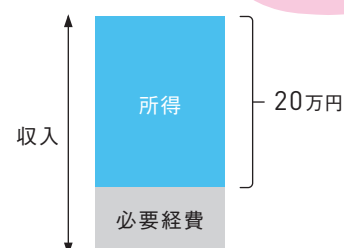
土地やマンションなどの「不動産」や、金の延べ棒などの「金地金」を売却して得た利益は譲渡所得となり、確定申告が必要になります。忘れがちな項目になりますが、税務署はこれらの情報を収集していますので、申告もれのないよう要注意です。



「忘れてた…」
では済みません！
確実に
確定申告を！

3 副業で20万円を超える所得を得た

給与所得者が副業で収入を得た場合、20万円を超える所得（収入から必要経費を差し引いた金額）があれば確定申告が必要になります。副業に成功している方は一度利益を確認してみてください。



確定申告あるある

生命保険の控除証明書が見つからない…

生命保険会社が発行する控除証明書は10月中旬から11月にかけて送付されることが多く、確定申告時期には紛失してしまうことがよくあります。再発行には時間がかかってしまうので、忘れず保管しましょう。

また、生命保険会社がマイナポータル連携に対応している場合は、控除証明書をマイナポータルから取得することができます。

マイナポータル連携に 対応している生命保険会社

朝日生命保険 相互会社	ソニー生命保険 株式会社	東京海上日動あんしん 生命保険株式会社
アフラック生命保険 株式会社	第一生命保険 株式会社	日本生命保険 相互会社
株式会社 かんぽ生命保険	大同生命保険 株式会社	三井住友海上あいおい 生命保険株式会社
住友生命保険 相互会社	太陽生命保険 株式会社	明治安田生命保険 相互会社

POINT
2

賢く、確定申告を！

1 専従者給与を支給

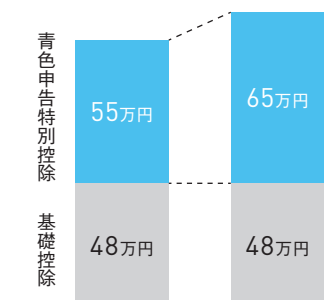
個人事業主の方が、配偶者や親族などへ給与を支払っても、原則、必要経費にはなりません。しかし、税務署へ届出書を提出することで必要経費として認められますので、昨年、提出を忘れていた方は3月15日までに提出しましょう。



万全の
税務対策を
実現しましょう！

2 電子申告で青色申告特別控除 65万円を受ける

2020年分の確定申告から青色申告特別控除が改正され、電子申告を行わないと、これまで65万円だった青色申告特別控除が55万円になってしまいます。ここは賢く、電子申告で65万円の控除を受けましょう。



合計控除額
10万円UP
合計113万円

3 投資運用での損失を繰り越す

株や投資信託等を売却し損失がある場合は、受け取った配当金と損失を相殺することが可能です。このことを「損益通算」といい、損益通算を行ってもなお控除しきれない損失は、「繰越控除」を適用し、翌年以後3年間繰り越すことができます。こちらは確定申告しないと受けられない特例になりますので、損をした方は申告を検討してみましょう。



お気軽に
ご相談ください

令和3年分の確定申告の受付は、

令和4年2月16日(水)から始まります。

申告期限は、令和4年3月15日(火)です。

なお、還付申告は1月からでも行えます。

年間10,000件を超える豊富な実績！

辻・本郷 税理士法人の「確定申告」のお問い合わせは
最寄の事務所・担当者までご相談ください。





社長の履歴書

23

President's
Resume

建設業界の

教科書をつくりたい

辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、ソフトウェアの開発・販売を手掛ける

株式会社コンピュータシステム研究所の

代表取締役 長尾良幸さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社コンピュータシステム研究所
代表取締役

長尾良幸氏

知識や技術の
見える化を促進

土木・建設事業関連のソフトウェアの開発・販売を行っている株式会社コンピュータシステム研究所。設立は1986年、創業者は代表取締役の長尾良幸さんです。本社を宮城と東京に構え全国に22営業拠点を展開しています。長尾さんは創業にあたり、「システムを通じて建設業界の教科書をつくりたい」という思いがありました。当時の建設業界は「経験と勘と度胸」が物をいう職人気質の世界。知識や技術は個人に蓄積されますが、会社には残りませんでした。そこで、知識や技術を「見える化」し、会社の資産として残すことのできるソフトウェアの開発に取り組みました。イノベーションが進む現在でもそのスタンスは変わらず、数々の製品を生み出しています。

すべての製品で特許取得

例えば、AIを活用することにより手描きの間取り図をスマホで撮影するだけで、住宅の3Dパースを簡単に作成するソフトや、施主が完成イメージを体感できるように設計段階の住宅を実寸大の

バーチャル空間として創出することができVRシステムの開発など。機能的に優れているだけでなく、設計情報を専門家だけのブラックボックスとせず、幅広く一般の方でも分かりやすいように見える化するという側面を持っています。そして、同社の事業において最も特徴的なのが、これらの製品すべてにおいて特許を取得しているということです。

「大手とは言えない我々のような企業が市場で戦っていくためには知的財産が重要になります。ソフトウェアは大切な経営資源であり、これを守るとは市場での存在感を高めると同時に信頼や信用を獲得することにつながります」と長尾さんは、特許の重要性を語ります。現在取得している特許は国内特許37件、国際特許2件にも上ります。

「特許の取得には4～5年かかり

ます。先行投資も必要になりますし、ビジネスに結実するのはわずか10％程度です。しかし、その10%が当社に利益をもたらしてくれるのです」

課題を追求して
シーズを見つける

同社では土木・建設業界だけでなく、日本の住宅事情を改善する空き家販売に関しての品質評価の仕組みも開発し、その特許を取得しました。

「どの業界でも課題はたくさんあります。その課題を追求していけば、そこには必ずビジネスの種（シーズ）があります。そのシーズをいかに見つけるか、そしていかに製品・サービスへと昇華させるか。それが事業を成功へと導くポイントだと考えています」

積算システムのスタンダード

土木積算システム
ATLUS REAL Evo

株式会社コンピュータシステム研究所

土木積算システム「ATLUS」シリーズや住宅営業戦略システム「ALTA」シリーズなど、数々のシステムを自社で開発・販売・サポートするITベンダー。「土木」と「建築」工事に役立つソフトを提供している。

<https://www.cstnet.co.jp/>
<東京本社>
東京都新宿区四谷三栄町6番1号
TEL.03-3350-4591(代表)



BIOGRAPHY

- ・1951年
山形県で生まれる
- ・1973年
東北学院大学経済学部 卒業
日本オリベッティ株式会社 入社
- ・1982年
カシオシステム販売株式会社 入社
- ・1986年
株式会社コンピュータシステム研究所 創立

動画で
わかる!

税金のはなし

毎週2回更新! 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月の
テーマの
動画は
こちらから!



【ふるさと納税】

確定申告の手続きの簡素化!

ふるさと納税は、自身の出身地など全国の自治体に寄附をし、まちづくりなど使い道を指定できたり、寄附先の特産品などをもらえる魅力的な制度として多くの方が利用されているかと思ひます。

所得金額によって一定の上限がありますが、寄附額のうち2,000円を超える部分については、所得税と住民税から原則全額控除されます。控除を受けるためには、原則としてふるさと納税をした翌年に確定申告をします。本来確定申告が不要な方も、ふるさと納税の自治体数が5団体以内であれば『ふるさと納税ワンストップ特例』の申請手続きをする必要があります。

2020年分までは確定申告する場合には寄附ごとに自治体が発行した『寄附金受領証明書』を入力、添付する必要があったり、ワンストップ特例の申請も各自治体ごとに申請書に必要事項の記入、マイナンバーや本人確

認資料の写しを添付し郵送するなど手間がかかると感じていた人もいらっしゃるかと思ひます。

2021年の寄附分からは国税庁が認定した地方公共団体と仲介をする特定事業者(ふるなび、さとふるなど)でふるさと納税を行うと、特定事業者が発行する年間寄附額が記載された『寄附金控除に関する証明書』を添付することができることになり、今まで多くの自治体へふるさと納税を行っていた方は手間が簡素化されるかと思ひます。

残念ながらワンストップ特例で申請する方はこの簡素化の恩恵はありませんが、現在国税庁の『確定申告作成コーナー』は非常に便利になっており、場合によってはこちらの仕組みで確定申告をされた方が、手間は減るかもしれません。動画ではふるさと納税の注意点もお話ししておりますので是非ご視聴ください。

今月の動画のポイント!

- ☑ ふるさと納税の今までの手続き
- ☑ 2021年分以降の手続き簡素化
- ☑ ふるさと納税の注意点

山口 拓也

シニアパートナー
税理士

辻・本郷の
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column



池袋事務所
法人ソリューショングループ
中小法人担当

伊藤 大輝

This month's theme

インボイス制度とは

令和5年10月1日よりインボイス制度(正式名称:適格請求書等保存方式)がスタートします。インボイス制度導入後は現行の請求書に代わり、消費税率の表示など一定のルールに基づいた適格請求書の交付、保存により消費税額を計算します。

適格請求書とは

(記載例)		請 求 書	
(株)△△御中		〇〇商事(株)	
10月分 4,500円		登録番号×××××	
		令和5年10月31日	
日 付	品 名	金 額	
10/10	飲料水 ※	500円	
10/20	米 ※	3,000円	
10/30	メモ帳	1,000円	
10/30	4,500円	消費税	380円
8%対象	3,500円	消費税	280円
10%対象	1,000円	消費税	100円
※軽減税率対象			

赤字の部分が現行の請求書に新たに追加される事項です。登録番号は、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に所轄の税務署へ適格請求書発行事業者の登録申請をすることで番号の通知、及び公表が行われますが、この登録申請は消費税の課税事業者でなければ行うことができません※。

※原則として法人であれば前々事業年度、個人であれば前々年の課税売上高が1,000万円を超えれば課税事業者となり、1,000万円以下であれば免税事業者となります。課税事業者は消費税を納める義務がある一方、免税事業者は消費税を納める義務がありませんが、課税事業者を選択することもできます。

適格請求書発行事業者の登録をする必要性

課税事業者は通常、売上の時に預かった消費税から仕入などの時に支払った消費税を控除して(これを仕入税額控除といいます)差額を国に納めます。しかし、インボイス制度導入後は適格請求書発行事業者ではない仕入先への支払いについては仕入税額控除が認められません。

こうなると取引先は適格請求書発行事業者ではない仕入先との取引を避けることが予想されます。そのため免税事業者の方は、課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録申請を行うことを検討する必要があります。

労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 坂本さやか 〕



2022年10月からの 社会保険適用拡大

2016年10月から従業員*501人以上の企業に勤務する一部のパート・アルバイト等に対する、社会保険の適用拡大が実施されています。2022年10月からさらなる適用拡大がされますので、早急な企業対応が求められます。

※従業員数は、現在の厚生年金保険の適用対象者でカウントします。

1. 現行の制度

パート・アルバイト等の方が社会保険加入者となるのは、1週間の所定労働日数および1か月間の所定労働日数が正社員の4分の3以上の場合です。

2016年10月に実施された社会保険適用拡大では、従業員501人以上の企業においてはこの要件を満たさない方であっても、下記①～④のすべてを該当する場合、社会保険に加入することが義務化されました。

〈要件〉

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

※契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含めない。

② 雇用期間が1年以上見込まれること

③ 賃金月額が8.8万円以上であること

※残業代、賞与、臨時的な賃金、通勤手当等は除く。

④ 学生でないこと

2. 2022年10月以降の制度

2022年10月から従業員数「501人以上」は、「101人以上」に、2024年10月から「51人以上」に順次引き下げられます。さらに上記1.〈要件〉②の雇用期間の見込みも「1年以上」から「2ヶ月超」へと変更されます。

企業としては、新たに加入対象となるパート・アルバイト等の方を把握し、その対象者への周知、面談等を経て、適法な加入手続きを行うことが必要です。

また、新たに加入対象となるパート・アルバイト等の方は、扶養の範囲内で働いている方も多くいると考えられます。社会保険適用拡大をめぐってトラブルにならないよう事前に労使で話し合い、お互い制度理解を深めておくのが望ましいといえます。



ちよつと
気になる
相続の
あれこれ

木村 信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

単身者の相続 — 養子は妻の座よりも多し —

1 老後に結婚を考える単身者

ある個別相談の事例です。

Aさんは若い頃からばりばりと働き、結婚しないまま60歳の定年を迎えました。経済的には困らないので、のんびりと趣味を見つけて生きて行こうと考えました。その趣味の世界で知り合った20歳年下のB子さんと気が合いお付き合いが始まりました。そのB子さんとはなかなか結婚に踏み切れずに、70歳の時に大きな病気が見つかり、余命1年と宣告されました。

そこでAさんはB子さんに多くの財産を残すにはどうしたら良いかということで相談に来たわけです。Aさんには田舎に弟と妹がいますが、ほとんど付き合いがありません。AさんはB子さんと入籍した方が良いかどうか迷っていました。

2 AさんがB子さんと夫婦になると

AさんがB子さんと結婚して夫婦になった後にAさんの相続が起こったとしましょう。この場合には、B子さんの配偶者としての相続分は3/4となり、Aさんの兄弟は1/4となります。遺言書を書けば良いのですが、兄弟と揉める可能性もあります。Aさんの希望はすべての財産をスムーズにB子さんに渡したいということです。

そこで一つの提案をしました。

3 B子さんをAさんの養子にする

AさんがB子さんを養子にすることです。事実上の夫婦であるB子さんを養子にすることには大きな違和感もありますが、こうすればAさんの希望が叶うのです。

法律上は、子供がいた場合には100%その子供が相続することができます。そういえば、あの大物俳優 Tさんも確かこの方法で事実上の配偶者に財産を残したと思います。

また、次の様な事例もあります。ある夫婦がいて途中で仲が悪くなり、事実上別居状態でした。その男性には新しい事実上の配偶者（内縁の妻）C子さんができ20年経ちました。この男性にはまだ頭がしっかりした母親（父は以前死亡、子供は自分一人）が健在でした。このC子さんになるべく多くの財産を残したいが…。今の妻は離婚には絶対応じない状態です。

本来は自分の養子にしたいのですが配偶者の同意がとれないので、C子さんを母親の養子にしました。こうするとC子さんに多くの財産を残すという思いを男性が先に亡くなった場合、母親が先に亡くなった場合の両方で対応することができます。ただし、C子さんがこの男性から離れて行くことの心配はあります。

いずれも男性中心の話ですが、男女逆パターンも結果は同じです。養子縁組を上手く活用すると特定の人に多く財産を残してあげることができます。



社・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 25

大宮事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第25回目となる今回は、大宮事務所からのレポートです。



大宮事務所は大宮駅から徒歩3分、ソニックシティビルの21階にあります。大宮のランドマーク的存在のビルで、お客さまにビル名を言うと「ああ、あそこのビルね!」と必ず言っていただけます。天気の良い日は綺麗に富士山が見えるなど、事務所からの展望は格別です。

社員は20名おり、20代から40代前半までの比較的若い社員が活躍しています。事務所には落ち着いたBGMが流れ、休憩時間に一息つけるリラックススペースがあるなど、働きやすい環境となっています。ま

た、穏やかな人が多く、分からないことがある場合でも互いに相談しやすい雰囲気の職場です。

業務は相続税申告を中心に法人・個人の顧問や医療(個人クリニックや医療法人等)の顧問など幅広い業務を行っています。最近は業務の効率化にも力を入れており、RPAを活用した業務の自動化や、事務所内のペーパーレス化も進めています。

これからもメンバー同士互いに切磋琢磨しながら、より良いサービスをお客さまに提供できるように日々精進していきます!



大宮事務所所長
渡辺 悠貴

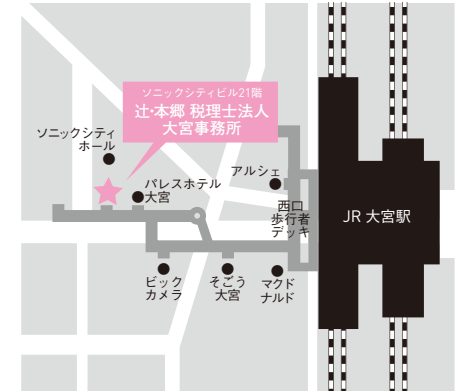
平成23年3月 社・本郷 税理士法人 入社。
相続業務を中心に担当。休日は時間をみつけて庭の草むしりに勤しむ。健康維持の為に運動として階段のぼりを推奨しているが、事務所メンバーの賛同は得られてない。

あなたの考える大宮の魅力とは?

大宮はとにかく便利で住みやすい街です。駅前には商業施設が充実しており、新幹線も通っていることから交通の利便性も抜群です。また、大宮駅から徒歩圏内にある氷川神社は日本一長い参道を持ち、全国に約280社ある氷川神社の総本社となっております。近年では再開発も進んできており、より住みやすい街へと進化を遂げております。

➡ 大宮事務所

〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212



STAFF RECOMMEND



プロサッカーチームの大宮アルディージャがあり、本拠地はNACK5スタジアム大宮です。(中尾)



健康推進の一環で、有志でフットサルをやっています。しっかり感染症対策をしています。(岡田)



多くの人が行き交う大宮駅。『まめの木』が待ち合わせスポットとなっています。(中村彰)



RPA開発者と専用PC。ここで全国からの依頼を担っています。(中村亮)



大宮事務所が入っているソニックシティビル。県下No.2の高さのビルです。(原)



大宮事務所自慢の富士山ビューです。少しずつ雪に覆われていく様子が確認できます。(新田)



#24

生産性向上術

DX=デジタル化？ その4



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

2025年の崖？
初めて聞いた言葉だわ。



えびちゃん

「2025年の崖」とは、経産省が発表した「DXレポート」において、複雑化・老朽化・ブラックボックス化した既存システムが残存した場合に想定される国際競争への遅れや日本の経済の停滞などを指す言葉です。「多くの企業がこのまま既存のシステムを使い続けると2025年には最大12兆円の経済損失が生まれる可能性がある」というものです。



えびちゃん

そんな大変なことになってしまうの？うちの会社もその都度、カスタマイズをして使っているシステムがあるわね。サポート運用している人員も少なくなってきたいて心配って声も社内であがっているわ。



相談者

既存システムはレガシーシステムとも呼ばれています。多くのコストや人的リソースが費やされることで、新しいデジタル技術などにIT予算などの資源を投資できなくなり、企業のグローバル競争力を低下させていると危惧されています。DXレポートでは、2025年にはレガシーシステムがシステム全体の6割を占めると予測しています、このブラックボックス化したシステムを刷新させなければいけませんね。
今回は、DX推進の問題点や進め方をお話したいと思います。



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原（えびちゃん）まで
✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

【相続セミナー】 相続税申告後の確定申告における注意点

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2022年2月 8 日（火）11:30
～2月14日（月）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人
蒲田事務所 相続センター長 税理士 翁 恵子
蒲田事務所 コンサルタント 三島 康利

非上場会社の少数株式売却を巡る 諸問題（基礎編）

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年2月 9 日（水）11:30
～2月15日（火）17:00（講演時間 約90分）

◎講師：アイシア法律事務所
代表弁護士 坂尾 陽 先生

【安積塾】 令和四年度税制改正大綱はこう読み解く！

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年2月10日（木）11:30
～2月16日（水）17:00（講演時間 約90分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人
審理室 室長 税理士 安積 健

火災保険・地震保険の 大幅値上げ予定と対策案（住宅向け）

参加費無料

【視聴可能期間】2022年2月24日（木）11:30
～3月 2 日（水）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：株式会社アルファステップ
保険部 山崎 博之

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通：セミナー 14:00～／相談会 15:00～
※ご来場いただく会場セミナーとなります。

[お申し込み・お問い合わせは
各事務所で](#)

令和4年度税制改正セミナー

【静岡】 ◎講師：辻・本郷 税理士法人 静岡事務所
2月16日（水） 所長 税理士 村崎 一貴
相続センター長 税理士 安藤 薫
◎会場：JR静岡駅ビル バルシェ 7階 第2会議室
◎詳細：静岡事務所 050-3612-3344

妻の老後を心配して妻の口座に 入金した現金が問題となった事例【座談会】

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

【札幌】 ◎会場：かでる2・7 510会議室
2月17日（木） ◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

【新潟】 ◎会場：新潟日報メディアシップ ナレツジルームA
2月22日（火） ◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

TOPIC



Expertise.com “ホノルルの優秀プロバート弁護士 2022” TOP24 に選ばれました

2021年1月～12月号にSCOPE連載「遺産相続・キャプティブ保険ガイド」を執筆した本郷友香が、ホノルルの優秀な弁護士として選出されました。
詳細は下記ページをご覧ください。

<https://www.expertise.com/hi/honolulu/probate-lawyers> （英語）



本郷 友香

本郷法律事務所 米国弁護士
TH 弁護士法人 パートナー
辻・本郷ハワイ事業所 所長

本郷法律事務所／Hongo Law Office, LLC

<mail> info@hongolaw.com <URL> <http://www.hongolaw.com>
<address> 2155 Kalakaua Ave #410 Honolulu, HI 96815

プロバートやTransfer on Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供。
ハワイ州でのキャプティブ保険会社設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。



札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1
AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8
中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18
明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16
地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29
一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

新潟事務所【移転】

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山2-6-7 WorkWith米山5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23
高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4
熊谷朝日ハニビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11
ブランドール雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3
みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14
所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1
ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23
SADOYA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10
コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11
朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サピアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3
小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7
西蒲田T・Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1
世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2
パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0002 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13
第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3
日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1
Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1
長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30
エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3
上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60
豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29
名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1
フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入面谷鉾町79番地
ヤサカ四条島丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイヤビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24
有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3
朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮城県延岡市中町1-2-8
和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9
カフナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

